

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤（略）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p>

有機薬品及びその製剤

一〇五の十一 (略)

五の十二 (一〇R・一二S) — N — (二R・六S・九S・  
 一一R・一二S・一四aS・一五S・二〇S・二三S・二五  
 aS) — 二 — 「(二)アミノエチル)アミノ」 — 二〇 — 「  
 (一R) — 三 — アミノ — ヒドロキシプロピル」 — 二三 —  
 「(一S・二S) — 一 — ニ — ジヒドロキシ — 二 — (四 — ヒド  
 ロキシフェニル)エチル」 — 二 — 一 — 一五 — トリヒドロキ  
 シ — 六 — 「(一R) — 一 — ヒドロキシエチル」 — 五・八・一  
 四・一九・二二・二五 — ヘキサオキソテトラコサヒドロ —  
 H — ジピロロ 「二・一 — c::二・一 — 一」 「一・四・七・一  
 〇・一三・一六」ヘキサアザシクロヘンイコシン — 九 — イル  
 — 一〇 — ニ — ジメチルテトラデカンアミド (別名カスポ  
 ファンギン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中  
 (一〇R・一二S) — N — (二R・六S・九S・一一R・  
 一二S・一四aS・一五S・二〇S・二三S・二五aS) —  
 二 — 「(二)アミノエチル)アミノ」 — 二〇 — 「(一R)  
 — 三 — アミノ — ヒドロキシプロピル」 — 二三 — 「(一S  
 ・二S) — 一 — ニ — ジヒドロキシ — 二 — (四 — ヒドロキシフ  
 エニル)エチル」 — 二・一 — 一五 — トリヒドロキシ — 六 —  
 「(一R) — 一 — ヒドロキシエチル」 — 五・八・一四・一九

有機薬品及びその製剤

一〇五の十一 (略)

五の十二 (一〇R・一二S) — N — (二R・六S・九S・  
 一一R・一二S・一四aS・一五S・二〇S・二三S・二五  
 aS) — 二 — 「(二)アミノエチル)アミノ」 — 二〇 — 「  
 (一R) — 三 — アミノ — ヒドロキシプロピル」 — 二三 —  
 「(一S・二S) — 一 — ニ — ジヒドロキシ — 二 — (四 — ヒド  
 ロキシフェニル)エチル」 — 二 — 一 — 一五 — トリヒドロキ  
 シ — 六 — 「(一R) — 一 — ヒドロキシエチル」 — 五・八・一  
 四・一九・二二・二五 — ヘキサオキソテトラコサヒドロ —  
 H — ジピロロ 「二・一 — c::二・一 — 一」 「一・四・七・一  
 〇・一三・一六」ヘキサアザシクロヘンイコシン — 九 — イル  
 — 一〇 — ニ — ジメチルテトラデカンアミド (別名カスポ  
 ファンギン)、その塩類及びそれらの製剤

・二二・二五―ヘキサオキシテトラクロサヒドロー―H―ジピ  
ロロ「二・一―c…二・一―」「二・四・七・一〇・一三  
・一六」ヘキサアザシクロヘンイコシン―九―イル―一〇  
・一二―ジメチルテトラデカンアミドとして五・二<sup>g</sup>以下  
を含有する体外診断薬を除く。

五の十三〜九十五 (略)

九十六 (略)

(1) (20) (略)

(21) 一容器中デオキシグアノシン五ニリン酸として一g以下  
を含有する体外診断薬

九十七〜百三十六 (略)

五の十三〜九十五 (略)

九十六 (略)

(1) (20) (略)

(新設)

九十七〜百三十六 (略)